

## 茨城大学独自の学費免除(徴収猶予)制度の選考基準について

本学独自の学費免除(または徴収猶予)制度は、原則、本学が定める学業基準及び家計基準の双方を満たす必要があります。また選考基準を満たしていたとしても、各年度における予算の範囲内で免除者を決定します。

### 1. 学業基準

#### ① 日本人大学院生について

区分	1年次生・特別専攻科の学業基準
入学料免除 入学料徴収猶予	入学試験の成績が上位 1/2 の範囲に属すること ※博士後期課程の学生は、入学者全員が満たしているものとする

区分	1年次生・特別専攻科の学業基準
授業料免除 授業料徴収猶予	入学者全員が満たしているものとする

区分	2年次以上の学業基準
授業料免除 授業料徴収猶予	※ 下記ア、イのいずれかに該当すること ア、学業成績の評定平均値が 2.8 以上であること イ、修得した単位数が標準修得単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが学修計画書等により確認できること

② 日本人学部生について

※日本人学部生は原則として高等教育の修学支援新制度による学費免除対象者となるため、被災学生である場合を除き大学独自の学費免除対象者とはなりません(徴収猶予のみ)。

区分	1年次生の学業基準
入学料徴収猶予 授業料徴収猶予	※下記のいずれかに該当すること 高等学校等における評定平均値が 3.5 以上であること、 入学選抜試験の成績が入学者の上位 2 分の 1 以内であること又は 高等学校卒業程度認定試験に合格していること。

区分	2年次以上の学業基準
授業料徴収猶予	※下記ア、イのいずれかに該当すること ア、GPA(平均成績)が、所属学部の学科又は課程等において上位 2 分の 1 の範囲に属すること イ、修得した単位数が標準修得単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが学修計画書等により確認できること

③ 私費外国人留学生について

私費外国人留学生は、日本国の法律(「出入国管理及び難民認定法」)に定められる「留学」の在留資格を有する者または入学までに取得見込みの者となります。

在留資格が「法定特別永住者」「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在」の者については、日本人学生向けの案内をご確認ください。

(1)大学院(博士後期課程)に入学または在籍する留学生

区分	1年次生の学業基準
入学料免除 入学料徴収猶予 授業料免除 授業料徴収猶予	入学者全員が満たしているものとする

区分	2年次以上の学業基準
授業料免除 授業料徴収猶予	※ 下記ア、イのいずれかに該当すること ア、学業成績の評定平均値が 2.8 以上であること イ、修得した単位数が標準修得単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが学修計画書等により確認できること

(2)令和4(2022)年度以前に学部または大学院(修士・博士前期課程)へ入学した留学生

区分	学種	2年次以上の学業基準
授業料免除 授業料徴収猶予	学部	※ 下記ア、イのいずれかに該当すること ア、GPA(平均成績)が、所属学部の学科または課程において上位 1/2 の範囲に属すること イ、修得した単位数が標準修得単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが学修計画書等により確認できること
	修士課程 博士前期課程	※ 下記ア、イのいずれかに該当すること ア、学業成績の評定平均値が 2.8 以上であること イ、修得した単位数が標準修得単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが学修計画書等により確認できること

(3)令和5(2023)年度以降に学部または大学院(修士・博士前期課程)へ入学した留学生

区分	学種	1年次生の学業基準
入学料徴収猶予	学部	入学試験の成績が合格者の上位 1/2 の範囲に属すること
入学料免除 入学料徴収猶予	修士課程 博士前期課程	入学試験の成績が合格者の上位 1/2 の範囲に属すること

区分	学種	1年次生の学業基準
授業料免除 授業料徴収猶予	学部 修士課程 博士前期課程	入学試験の成績が合格者の上位 1/2 の範囲に属すること

区分	学種	2年次以上の学業基準
授業料免除 授業料徴収猶予	学部	※ 下記すべてに該当すること ア、GPA(平均成績)が、所属学部の学科または課程において上位 1/2 の範囲に属すること イ、修得した単位数が標準修得単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが学修計画書等により確認できること
	修士課程 博士前期課程	※ 下記すべてに該当すること ア、学業成績の評定平均値が 2.8 以上であること イ、修得した単位数が標準修得単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが学修計画書等により確認できること

<標準修得単位数>

学年	学部生	修士課程 博士前期課程	博士後期課程	専門職大学院	特別専攻科
2	31	10(5)	4(2)	23	
3	62		8(6)		
4	93				

※()内の数字は、後学期入学者の標準修得単位数

※学費減免を受ける学年に上がった年の4月時点の単位数で判定されます

なお上記①～③いずれかの学業基準に該当していた場合であっても、下表の「廃止」に該当する場合は学業基準を満たしていることになりません。

区分	学業成績の基準
廃止	1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
	2. 修得した単位数(単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。)の合計数が標準修得単位数の5割以下であること
	3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
	4. 次に示す「警告」区分に該当する学業成績に連続して該当すること

警告	1. 修得した単位数の合計数が標準修得単位数の 6 割以下であること。(「廃止」区分の 2 に掲げる基準に該当するものを除く。)
	2. GPA 等が学部等における下位 4 分の 1 の範囲に属すること。
	3. 履修科目の授業への出席率が 8 割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。(前の「廃止」の区分の 3 に掲げる基準に該当するものを除く。)

## 2. 家計基準

### 【所得割段階表】

基準	所得割額(父母の合算額)	備考	
I	0 円	「家計基準」は、原則、左記に記載のある父母の課税証明書の市町村民税所得割額の合算額を基準とします。右記は所得割額を年収とした場合の目安であり、私費外国人留学生の選考で適用します。	250 万円未満
II	100 円～51,300 円未満		250～350 万未満
III	51,300 円～102,600 円未満		350～470 万未満
IV	102,600 円～154,500 円未満		470～590 万未満
V	154,500 円～304,200 円未満		590～910 万未満

※政令指定都市は、市町村民税所得割額(税率 8%の額)ではなく、税源移譲前の税率(6%)の額で算定します。

※私費外国人留学生は左記の所得割段階表は免除適格の目安判定に使用し、収入の内訳(仕送りやアルバイト、給付奨学金の受給状況)を確認し、生活に困窮が認められる場合に本学の予算の範囲内で免除を実施します。

### 3. 判定基準表

学業基準を満たしていることを確認した後、家計基準においてⅠ～Ⅴのいずれに該当するかを確認します。最終的に、下記の判定基準表から免除(または徴収猶予)の適格者になっているかどうかを確認します。

※令和5(2023)年度以降に学部または大学院(修士・博士前期課程)へ入学した留学生は、学業基準のみで免除(または徴収猶予)の適格者かどうかを判定します。

#### ●日本人学生

学種	入学料免除		入学料徴収猶予 許可
	全額	半額	
学部	—		Ⅰ～Ⅴ
修士・博士前期課程	Ⅰ	Ⅱ～Ⅳ	
博士後期課程	Ⅰ	Ⅱ～Ⅴ	
専門職学位	Ⅰ	Ⅱ～Ⅳ	
特別専攻科	Ⅰ	Ⅱ	

学種	授業料免除			授業料徴収猶予 許可
	全額	半額	1/4 額	
学部	—			Ⅰ～Ⅴ
修士・博士前期課程	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	
博士後期課程	Ⅰ	Ⅱ～Ⅴ	—	
専門職学位	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	
特別専攻科	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	

#### ●私費外国人留学生の判定基準表

学種	入学料免除		入学料徴収猶予 許可
	全額	半額	
学部	—		Ⅰ～Ⅴ
修士・博士前期課程	全員	—	
博士後期課程	全員	—	

学種	授業料免除			授業料徴収猶予
	全額	半額	1/4 額	許可
学部	I	II	III	I ~ V
修士・博士前期課程	I	II ~ V	—	
博士後期課程	I	II ~ V	—	